

牛久市農業委員会第22回総会議事録

1. 開催日時 令和7年4月11日（金）午後4時00分～

2. 開催場所 牛久市役所分庁舎2階 第2会議室

3. 出席者

農業委員（10名）

会 長 13番 山越 康義

委 員	1番 吉田 功	2番 川村 隆一	3番 飯田 光夫
	4番 坪井 隆典	5番 村松 昇平	6番 澤田 臣男
	9番 花島 常雄	10番 塚崎 光子	12番 中山 みつい

農地利用最適化推進委員（5名）

委 員 中島 一郎 鈴木 正規 橋本 龍治 大塚 康夫 橋本 勝慶

農業委員会事務局（3名）

事務局長 杉山 正光 事務局長補佐 近藤 絹 主事 稲本 誠一郎

4. 欠席委員（3名）

7番 平沢 克人 8番 山越 隼人 11番 藤田 文男

5. 議 案

議案第1号	農地法第3条の規定による所有権移転許可について
議案第2号	農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可について
議案第3号	農地法第5条の規定による転用目的の所有権移転許可について
議案第4号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

6. 会議の概要

事務局	<p>定刻になりましたので、開会にあたり、会長にご挨拶を頂きまして、引き続き牛久市農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長に議長をお願いいたします。</p>
会 長	<p>ただいまより第22回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>出欠委員の報告であります。在任委員13名中、出席委員10名です。欠席委員は7番平沢克人委員、8番、山越隼人委員、11番、藤田文男委員です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数以上の出席により本総会が成立していることを宣言いたします。</p> <p>次に、議事録署名者の指名であります。議長の指名により任命してよろしいか、お諮りします。</p>
一 同	<p>異議なし。</p>
会 長	<p>それでは、議事録署名者に、9番、花島常雄委員、10番、塚崎光子委員を指名いたします。</p> <p>参与は、農地利用最適化推進委員の中島委員、鈴木委員、橋本龍治委員、大塚委員、橋本勝慶委員です。</p> <p>事務局は、杉山事務局長、近藤事務局長補佐、書記として稲本主事です。</p> <p>それでは議事に入ります。議案第1号から第4号まで一括上程いたします。なお、審議の都合上、議案第1号より審議いたします。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可について、議題に供します。事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可についてです。</p> <p>第1項、井ノ岡町につきまして、申請者は農業経営規模拡大のため、隣接する自己所有の畑と一体的に耕作するため今回の申請をするものです。申請者は市内在住の農業経営者であり、25年の農作業経験を有しており、農作業に従事する世帯員は2名、年間農業従事日数は150日で、農地所得の権利は有しております。</p> <p>第2項、井ノ岡町につきまして、申請者は農業経営規模拡大のため、自宅に隣接する当該地を耕作するため今回の申請をするものです。申請者は市内在住の農業経営者であり、60年の農作業経験を有しており、農作業に従事する世帯員は2名、年間従事日数は300日で、農地取得の権利は有しております。以上です。</p>
会 長	<p>現地調査を行っているようですので、現地調査委員の報告をお願いします。</p>
飯田委員	<p>令和7年4月2日、現況確認調査を、吉田会長職務代理、坪井委員、杉山局長、横川主査と私で行いました。現地写真をご覧ください。</p> <p>議案第1号第1項および第2項ですが、ご覧いただいております写真のように、管理されている状態であることをご報告いたします。</p>

会 長 以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。

推進委員 特にありません。

会 長 意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。

一 同 異議なし。

会 長 他に質疑はございませんか。議案第1号について、原案のとおり許可してよろしいか、お諮りします。

一 同 異議なし。

会 長 異議なし全員賛成と認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定いたします。続きまして、議案第2号、農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可について、議題に供します。事務局より説明願います。

事務局 議案第2号、農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可についてです。
第1項、女化町につきまして、申請者は10年近く当該地を相対で借りて耕作しておりましたが、違反状態を是正するため、農地法第3条により使用貸借権を設定するため今回申請するものです。農業従事者は1名で年間300日従事し、取得後の農地では現在栽培している落花生、さつまいも、スイカ、メロンを引き続き栽培する予定です。農機具はトラクターと耕運機をそれぞれ2台ずつ所有しております。以上です。

会 長 現地調査を行っているようですので、現地調査委員の報告をお願いします。

飯田委員 議案第2号第1項ですが、ご覧いただいております写真のように、管理されている状態であることをご報告いたします。

会 長 以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。

推進委員 特にありません。

会 長 意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。

一 同 異議なし。

会 長 質疑はございませんか。議案第2号について原案のとおり許可してよろしいか、お諮りします。

一 同 異議なし。

会 長 異議なし全員賛成と認め、議案第2号は、原案のとおり許可することに決定いたします。続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による転用目的の所有権移転許可について、議題に供します。事務局より説明願います。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による転用目的の所有権移転許可についてです。
第1項、中根町につきまして、転用目的は自己用住宅で、既存集落に該当します。申請者は、市内の実家で両親と暮らしておりますが、手狭となってきたため、親所有の当該地を譲り受け、建築する申請となっております。申請内容は木造平屋建1棟、建築面積94.82㎡を建築し、取水は上水道、雨水は敷地内浸透処理、汚水・雑排水は合併浄化槽処理後に放流する計画となっております。資金については借入れにより賄う計画で、関係機関との協議は了しております。
第2項、東狹穴町につきまして、転用目的は自己用住宅で、既存集落に該当します。申請者は、市内の借家に在住ですが、子どもの成長とともに手狭となってきたため、当該地を購入し、建築する申請となっております。申請内容は木造2階建1棟、建築面積77.42㎡を建築し、取水は上水道、雨水は敷地内浸透処理、汚水・雑排水は合併浄化槽処理後に放流する計画となっております。資金については借入れにより賄う計画で、関係機関との協議は了しております。
第3項、岡見町につきまして、転用目的は自己用住宅で、既存集落に該当します。申請者は、市外の借家に在住ですが、子どもの成長とともに手狭となってきたため、親所有の当該地を譲り受け、建築する申請となっております。申請内容は木造2階建1棟、建築面積72.87㎡を建築し、取水は井戸水、雨水は敷地内浸透処理、汚水・雑排水は合併浄化槽処理後敷地内処理する計画となっております。資金については借入れにより賄う計画で、関係機関との協議は了しております。以上です。

会 長 現地調査を行っているようですので、現地調査委員の報告をお願いします。

飯田委員 議案第3号第1項ですが、農地区分は二種農地、第2項および第3項は一種農地と考えます。いずれも転用目的が自己用住宅であり、今回の申請について許可相当と思われます。

会 長 以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。

推進委員 特にありません。

会 長 意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。

一 同 異議なし。

会 長 質疑はございませんか。議案第3号について原案のとおり許可してよろしいか、お諮りします。

一 同 異議なし。

会 長 異議なし全員賛成と認め、議案第3号は、原案のとおり許可することに決定いたします。続きまして、議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について議題に供します。事務局より説明願います。

事務局 議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてです。

資料をご覧ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、牛久市長より提出された、農用地利用集積等促進計画の案に対し、農業委員会が答申する意見について審議するものです。

資料を1ページおめくりください。新規分です。賃貸借権設定10年以上が、田3件、5,248㎡です。筆ごとの詳細については次ページの通りです。

資料をさらに1ページおめくりください。再転貸分です。賃貸借権の設定3年未満が、田1件、1,682㎡、3年から10年未満が畑2件、2,800㎡、合計3件、4,482㎡です。筆ごとの詳細については、次のページの通りです。以上です。

会 長 以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。

推進委員 特にありません。

会 長 意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。

一 同 異議なし。

会 長 他に質疑はございませんか。議案第4号について原案のとおり承認してよろしいか、お諮りします。

一 同 異議なし。

会 長 異議なし全員賛成と認め、議案第4号第1項は、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に報告事項です。農地法第4条の規定による市街化区域内的の農地転用届出に対する受理について、事務局処務規程第6条の規定に基づき専決処理した件について、事務局より報告がありましたので資料をお読み取りください。

会 長 本日の議事は、すべて終了いたしました。

以上をもちまして、第22回農業委員会総会を閉会いたします。円滑な議事運営にご協力い

ただき有り難うございました。